- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の 置き換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ及びのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう 配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及び のり面のこう配の欄に定めるものであること。

土 砂 等 の 区 分	土砂等の埋立て等の高さ		のり面のこう配
建設業に属する事業を行う者の	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
再生資源の利用に関する判断の			
基準となるべき事項を定める省	その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する
令(平成3年建設省令第19号)			水平距離が1. 8メートル
別表第1に規定する第1種建設			(埋立て等の高さが5メ
発生土、第2種建設発生土及び			ートル以下の場合にあっ
第3種建設発生土並びにこれら			ては、1.5メートル)以
に準じるもの			上のこう配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確
			保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に 関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第1 6号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止の ための措置が講じられていること。